

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
5月18日
(金曜日)

目次

- 告示
指定施業要件の変更予定保安林（山口市）（森林整備課）……………一
- 公告
家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報（畜産振興課）……………二
- 公共測量の実施（監理課）……………二
- 公安委公告
契約の締結……………二



山口県告示第百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成三十年五月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件（平成二年農林水産省告示第七百三十八号（一）に係るものに限る。）、保安林の指定をする件（平成七年農林水産省告示第四十四号（二）に係るものに限る。）及び保安林の指定をする件（平成七年農林水産省告示第六百七十六号）に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件

（一）立木の伐採の方法 変更しない。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市阿東嘉年下字牝滝山一二四八の五、一二四八の六、一二四八の八、阿東地福下字中ヶ迫二三〇七の三二、二三〇七の五九から二三〇七の六九まで、二三〇七の七七、二三〇七の一一二、二三〇七の一一三、二三〇七の一二一、二三〇七の一二二

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市阿東篠目字山根四四から四七まで、宇尾杉ヶ浴四九から五四まで、阿東生雲東分字水無し四九一、四九六第一・四九六第二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四九六第三、四九六第四（次の図に示す部分に限る。）、一三六八の二、一五八九、一五八九第一、一五八九第二・一五八九第三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五八九の第四から一五八九の第七まで、字弥五郎五〇〇（次の図に示す部分に限る。）、五〇一の一、字榎谷一五八九の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。〕



(二〇九) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

平成三十年五月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書番号	名	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三一六〇四〇 一〇〇三八	五〇五六	その他	平成二八、 二、一八	カナダ	級外	岩国市錦町宇佐郷 ブライフォース株式 会社山口AIセン ター
三一六〇四〇 一〇〇四五	五一〇八	〃	〃 二、二三	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇九三	AB六九〇	〃	平成二九、 〃	宮城県	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇九一	AB六八八	〃	〃 一六	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇四三	AB六八四	〃	〃 三	〃	〃	〃

(二一〇) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、広島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成三十年五月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（空中写真測量）

二 作業の地域

柳井市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町並びに熊毛郡上関町、田布施町及び平生町

三 作業の期間

平成三十年五月十六日から平成三十一年三月十五日まで



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成三十年五月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品等の名称及び予定数量

運転免許証用ICカード	二十一万四千二百枚
運転経歴証明書用カードベース	三千九百枚
運転免許証作成用インクリボン	百九箱

三 契約の相手方を決定した手続
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成三十年四月一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社DNPアイディシステム 東京都新宿区新宿四丁目三番一七号

六 契約金額

運転免許証用ICカード	九百枚当たり三十一万四千四十円
運転経歴証明書用カードベース	三百枚当たり十万三千六百八十円
運転免許証作成用インクリボン	一箱当たり十五万二千二百円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

平成三十年五月十八日
印刷發行

發行人所

山口県知事